

**地球温暖化対策推進法に基づく  
地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する  
県基準（案）について**

**【R6.11.19 内容更新】**

# 1 策定の背景

## 地域資源としての再生可能エネルギー

- ・2050年カーボンニュートラル実現に向けて、地域の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入が求められている。
- ・地域資源である再エネは、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域創生の取組も同時に実現

## 地域脱炭素化促進事業制度の創設

- ・一方、再エネ導入において、全国各地で自然保護、景観悪化、災害などによるトラブルが発生
- ・国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）を改正、「**地域に役立つ再エネの導入により脱炭素化を促進する事業（＝地域脱炭素化促進事業）**」を推進する制度を創設
- ・円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながら、地域と共生する再エネ事業の導入を促進
- ・市町村は、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）をステークホルダーが参加する議論の場（協議会等）において検討・設定

### 「地域脱炭素化促進事業」とは？

- 地域脱炭素化促進事業とは、太陽光、風力等の再エネを利用した発電施設や熱供給施設と、地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業です。また、再エネ施設の整備と併せて地域の環境の保全のための取組や、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組も行います。



写真提供:せたな町

#### 地域脱炭素化促進施設の整備

再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（発電施設・熱供給施設）です。



写真提供:東急不動産株式会社



#### 地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を地域において活用し、脱炭素社会の実現に貢献する取組です。

### 地域脱炭素化促進事業



#### 地域の環境の保全のための取組

再エネ施設の整備と併せて、豊かな自然環境や動植物の生息・生育環境を保全したり、景観への影響を最小限に留めたりする取組です。



#### 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

再エネ施設の整備と併せて行う、地域の活性化や災害時のエネルギー確保など地域課題の解決に貢献する取組です。

写真提供:獅子電力株式会社

# 1 策定の背景

## 促進区域設定に係る国の基準

・国は、市町村が設定する地域脱炭素化促進事業の対象区域（＝**促進区域**）に「含めることが適切でない」と認められる区域」や「慎重な検討が必要とされる区域」という区域分けと、環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項の基準を明示（環境省令）

## 促進区域設定に係る県の基準

・国の基準に即して、県も基準を定めることができ、市町村は、国や県が定める基準に基づき、再エネ導入に適した場所を促進区域として設定

・全国一律の国の基準に対して、県は、地域の自然的・社会的条件に応じた基準を定めることができるとされており、本県においても、地域脱炭素化促進事業を適切に運用するための地域特性を考慮した基準が必要

・市町村は、国が定める基準に従い、県基準に基づいて地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定



# 1 策定の背景

## 自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想（令和5年9月改定）

- ・風力発電所をはじめとする再エネの導入が急速に進められている中、地域において問題が顕在化
- ・現状では、法令上の要件が整っていれば、地域の十分な理解が得られていない状態であっても、事業者は事業に着手することが可能
- ・再エネと自然・地域とが共生することのできる新たな仕組みづくりを検討することを公表



## 「自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度」の令和6年度中の構築を目指す

## 自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例（仮称、以下「共生条例」）

・「ゾーニング」「合意形成手続」を組み合わせることにより、現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき環境を保全し、持続可能な形で、本県における再エネの円滑な導入を促進

・共生条例（案）では、市町村が再エネの導入を促進しようとする区域を「共生区域」とし、地域脱炭素化促進事業の促進区域がこれに該当

・共生区域（促進区域）の設定が環境の保全への適正な配慮のもとに行われるよう、共生条例のゾーニングとあわせて、除外及び配慮すべき区域・事項を県基準として明確に示すことにより、本県における地域と共生した再エネの円滑な導入を促進する。

共生条例のゾーニング区分（第5回有識者会議時点）

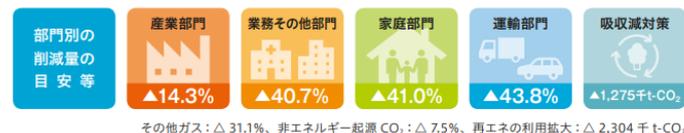
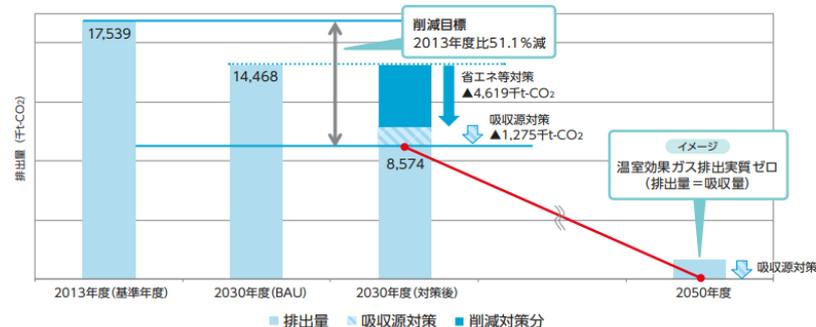
区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (知事が認定した区域、 <u>温対法の促進区域</u> 、 <u>農山漁村再エネ法の設備整備区域</u> )
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。ただし、国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

## 青森県地球温暖化対策推進計画（令和5年3月改定）

- ・ 温室効果ガス削減目標  
2030年度温室効果ガス排出量  
→ 2013年度比△51.1%
- ・ 再生可能エネルギーの利用促進に関する目標  
2030年度導入目標  
→ 自家消費型等により1.34億kWh相当導入
- ・ 地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県の基準  
→ 「市町村の実行計画における促進区域設定の検討状況を勘案しながら、適切な時期に本計画の別冊として定める」と記載

### 温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度温室効果ガス排出量 2013年度比 **51.1%削減**



その他ガス：△ 31.1%、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>：△ 7.5%、再エネの利用拡大：△ 2,304 千 t-CO<sub>2</sub>

### 2050年カーボンニュートラル

(温室効果ガス排出実質ゼロ)

### 再生可能エネルギーの導入目標

県民や県内の事業者等が支払うエネルギー代金が実質的に県外へ流出している現状や、エネルギー価格の高騰等の社会情勢を踏まえると、再生可能エネルギーの地産地消や自家消費が重要です。このため、県民や県内事業者等のエネルギー収支の改善に資するよう、自家消費型等(域内・県内消費)の再生可能エネルギーの導入を進めていきます。

2030年度までに **自家消費型等により1.34億kWh相当導入**

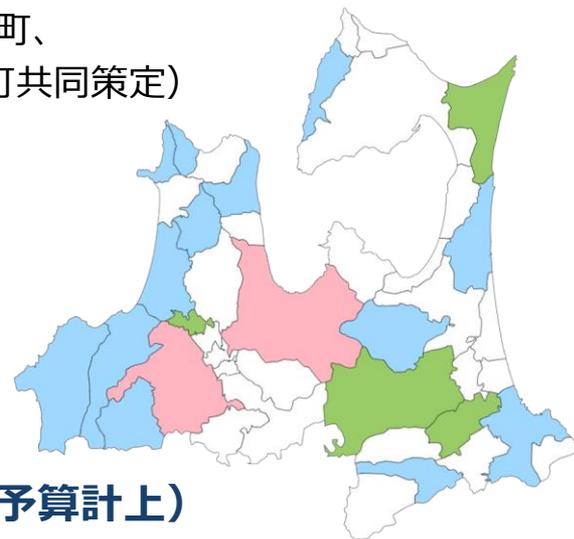
## 2 県内における実行計画等策定状況

### 県内市町村の状況

- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定状況（令和6年9月末現在）

	策定済み（11市町村）	八戸市、三戸町、七戸町、六ヶ所村、 佐井村、中泊町、西目屋村、外ヶ浜町、 つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町（3市町共同策定）
	改定中（2市）	青森市、弘前市
	策定中（4市町村）	十和田市、五戸町、鶴田町、東通村

- 促進区域の設定がある市町村 現時点でなし
- 脱炭素先行地域の選定 佐井村（令和5年度選定）



### （参考）市町村の取組促進に向けた県事業（令和6年度9月補正予算計上）

- 県内市町村における地域脱炭素に向けた取組支援
- 地域脱炭素の基盤強化に向けた県民はじめ関係者の理解促進

取組1 あおもり地域脱炭素支援チーム（仮称）の設置（R6.10～）

各市町村の取組の進捗やニーズに応じて専門家等のアドバイザーを派遣し、市町村における計画策定から具体的な取組の実行までを伴走支援する。

取組2 市町村職員向けセミナーの開催（R6.10.30） 講演、事例紹介、グループワーク

取組3 県民フォーラムの開催（R7.2.8 予定） 知事と出演者とのパネルトークなど

### 3 全国の実行計画等策定状況

	市町村数	策定済み	策定率	県基準 の策定	促進区域 の設定	備考
青森県	40	13 (※)	33%	—	—	※R6.4月時点
全国	1,681 (本県除く)	654 (本県除く)	39%	28	45	
岩手県	34	8	24%	R5.3	1 (※)	※紫波町
宮城県	36	5	14%	R5.3		
秋田県	26	4	15%	R6.4		
山形県	36	16	44%	—		
福島県	60	26	43%	R5.3	1 (※)	※浪江町
島根県	20	15	75% (最も高い)	—	1 (※)	※美郷町
和歌山県	31	4	13% (最も低い)	—	1 (※)	※日高川町

- ・ 本県以外のデータは環境省HPから引用
- ・ 実行計画策定状況はR5.10月時点、県基準策定・促進区域設定状況はR6.9月時点

# 4 地域脱炭素化促進事業制度の概要



## 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

### 制度全体のイメージ



**市町村が、**  
住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

- 再エネ事業に関する促進区域や、
- 再エネ事業に求める
  - ・地域の環境保全のための取組
  - ・地域の経済・社会の発展に資する取組

を自らの計画に位置づける。

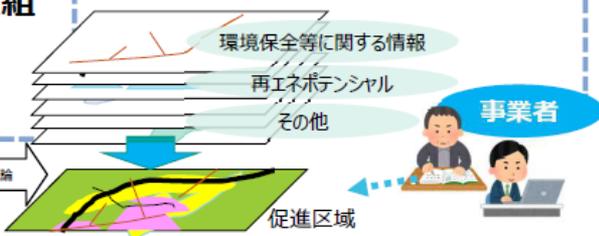
※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。



地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、  
地域自らが議論

**事業者は、**

- 協議会における合意形成を図りつつ、
- 市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。



事業の予見可能性が向上  
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに

**市町村は、事業計画の申請を受け、**

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

- ※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。
- ※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。



地域に役立つ再エネ事業を誘致

## 4 地域脱炭素化促進事業制度の概要

### 地域脱炭素化促進事業制度の流れ

#### ①国が基準を策定（R4.4.1）

#### ②県が基準を策定 **今回の検討事項**

- ・県内の地域特性に応じた内容
- ・環境配慮の考え方や情報収集方法を記載
- ・県の実行計画（区域施策編）に位置づけ

#### ③市町村が促進区域を設定

- ・協議会等での合意形成を図りながら、国基準・県基準に従い設定
- ・「地域の環境保全のための取組」や、「地域の経済・社会の発展に資する取組」を併せて設定
- ・促進区域は市町村の実行計画（区域施策編）に位置づけ

#### ④事業者が地域脱炭素化促進事業の計画を市町村に申請

- ・事業者は地域脱炭素化促進事業計画を作成し、協議会での協議を経た上で、市町村に認定申請する。
- ・要件を満たしている場合は、関係許可等手続のワンストップ化等の特例の対象となる。
  - ・温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法に係る許可等手続を市町村が一元的に許可権者に協議
  - ・環境影響評価法に基づく配慮書手続の省略

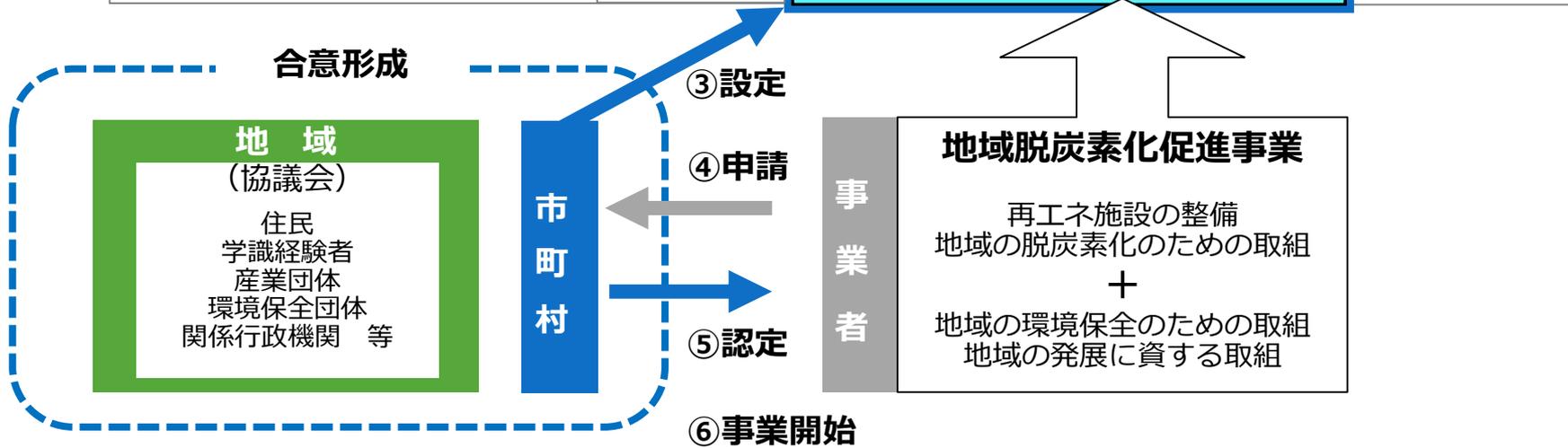
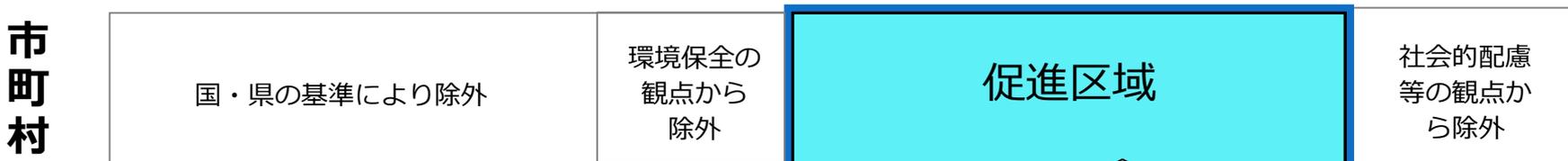
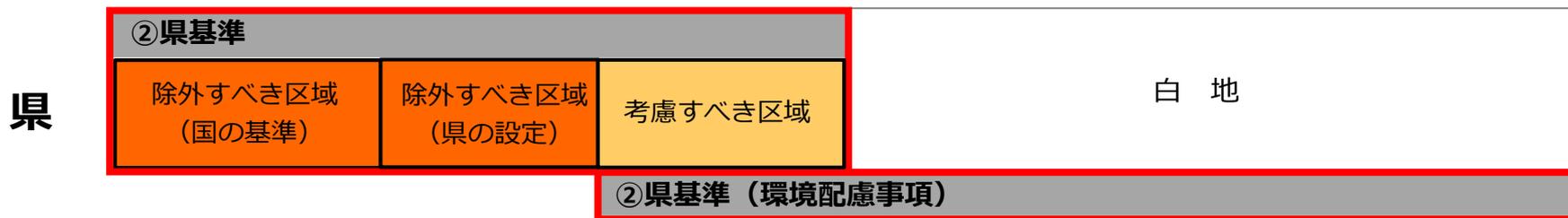
#### ⑤市町村が促進事業を認定

- ・環境保全のための取組内容等を審査し認定（協議会等での合意形成が必要）

#### ⑥事業者が促進事業を実施

- ・地域と共生した再エネ事業の実施

# 4 地域脱炭素化促進事業制度の概要



## 4 地域脱炭素化促進事業制度の概要

### 国の基準（促進区域設定に係る環境省令）

#### 促進区域から除外すべき区域

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立・国定公園 特別保護地区・海域公園地区 第1種特別地域（①）	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法

- ・市町村が一律に促進区域に含めないこととする区域。
- ・環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、当該区域内においては地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めないこととしている区域。

#### 考慮すべき区域

国立・国定公園（上表①以外）	自然公園法
生息地等保護区の監視地区	種の保存法
砂防指定地	砂防法
地すべり防止区域	地すべり等防止法
保安林であって環境の保全に関するもの	森林法

- ・促進区域に含めないこととするとまでは言えないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域。
- ・環境の保全上の支障を防止する観点から再エネ設備の立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域。

#### 考慮すべき事項

国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
騒音その他生活環境への支障	—

- ・環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項。
- ・環境の保全上の支障を防止する必要性が高いものの性質上区域での規制が行われていない事項。

## 5 県基準の基本的な考え方

### (1) 県基準を適用する再エネ種別

- 太陽光発電施設（建物の屋根上に設置するものを除く）
- 風力発電施設（洋上に設置するものを除く）※共生条例の対象種別と同じ
  - ・本県の再エネポテンシャル及び導入目標を踏まえ、太陽光と風力を対象とする。
  - ・なお、今後の動向を踏まえ、必要が認められた場合は適時見直しを行う。

（参考）共生条例のゾーニング区分  
（第5回有識者会議時点）

#### 保護地域

自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する地域  
（事業不可※）

#### 保全地域

自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域

関係法令等に基づく市町村の事業認定を受けた場合に限り、事業可

#### 調整地域

保全地域、保護地域以外の地域

ガイドラインによる補完

### (2) 区域の考え方

「除外区域」及び「考慮区域」を設定し、それぞれ共生条例の「保護地域」及び「保全地域」と同一のゾーニングとする。

- **促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（国が定める除外区域）**
  - ・温対法施行規則第5条の2第1項第1号において定められている区域
- **促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（県が定める除外区域）**
  - ・温対法施行規則第5条の2第1項第2号において、促進区域の設定に当たり考慮が求められている区域のうち、県が除外すべき区域として定める区域
  - ・本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮のため、県が除外すべき区域として定める区域
- **促進区域の設定に当たり考慮を要する区域（県が定める考慮区域）**
  - ・温対法施行規則第5条の2第1項第2号において、促進区域の設定に当たり考慮が求められている区域のうち、県が除外すべき区域として定めた区域以外の区域
  - ・本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮のため、考慮が必要な区域として定める区域

### (3) 促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項

環境省が地方自治法に基づいて示す技術的助言（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル）の例示をもとに検討・設定

# 6 県基準（案）

■青字：国の基準の除外区域  
 ■緑字：国の基準の考慮区域

## （1）促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外区域）

自然環境保全地域（国指定） 野生動植物保護地区、特別地区、普通地区	自然環境保全法	世界文化遺産（緩衝区域を含む） 世界自然遺産（緩衝区域を含む）	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
自然環境保全地域（県指定） 野生動植物保護地区、特別地区、普通地区	青森県自然環境保全条例	ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
国立公園・国定公園 特別保護地区 第1種・第2種・第3種特別地域	自然公園法	国・県指定文化財（史跡、名勝、天然記念物（※）） （※区域指定が可能なものに限る）	文化財保護法 青森県文化財保護条例
県立自然公園 第1種・第2種・第3種特別地域	青森県自然公園条例	保護林、緑の回廊	国有林野の管理経営に関する法律 他
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法		
県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法		

## （2）促進区域の設定に当たり考慮を要する区域（考慮区域）

県開発規制地域 県緑地保全地域	青森県自然環境保全条例	保安林（保安施設地区を含む）	森林法
国立公園・国定公園 普通地域	自然公園法	国有林（保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く）	森林法
県立自然公園（普通地区）	青森県自然公園条例	地域森林計画対象民有林（保安林、保安施設地区を除く）	森林法
国指定鳥獣保護区（特別保護地区以外）	鳥獣保護管理法	ふるさとの森と川と海保全地域	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例
県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外）	鳥獣保護管理法		

## 6 県基準（案）

### （3）促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項（1/6）

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
＜区分1＞ 自然・地域と再生可能エネルギーとの共生			
自然・地域との共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例が定めるゾーニング及び合意形成手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青森県HP（青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例が定めるゾーニング及び合意形成手続を適切に運用し、自然・地域と共生可能な区域設定とすること。</li> </ul>
＜区分2＞ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持			
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の分布状況</li> <li>住宅の分布状況</li> <li>騒音に係る環境基準</li> <li>騒音規制法、青森県公害防止条例に基づく規制基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の環境、騒音に係る環境基準、騒音規制法、青森県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。</li> <li>パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること。</li> <li>必要に応じてパワーコンディショナの周囲に囲いを設けること等の防音対策を講じること。</li> <li>工事用資材等の搬出入や建設機械の稼働に係る影響について、回避又は低減する措置を講じること。</li> </ul>
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川等の公共用水域の水質、利用状況（取水施設等）</li> <li>水質汚濁に係る環境基準</li> <li>水質汚濁防止法、青森県公害防止条例に基づく規制基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>河川管理者、県担当課が示す情報を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の環境、水質汚濁に係る環境基準、水質汚濁防止法、青森県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。</li> <li>造成等の施工による一時的な影響を含め、事業の実施に伴い濁水が発生しないよう、適切な措置を講じること。</li> </ul>

## 6 県基準（案）

### （3）促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項（2/6）

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
＜区分2＞ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持			
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な地形、地質の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・県担当課が示す情報を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注目すべき地形・地質が含まれる場合は、その周辺の環境保全も含め、改変を避けた区域設定とすること。</li> </ul>
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林（保安施設地区を含む）</li> <li>・国有林（保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く）</li> <li>・地域森林計画対象民有林（保安林、保安施設地区を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・県担当課が示す情報を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県担当課と事前に十分な協議・調整を行うこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域、土砂災害計画区域、土砂災害特別警戒区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重ねるハザードマップサイト（国土地理院）</li> <li>・青森県土砂災害警戒区域等マップ</li> <li>・県担当課が示す情報を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域においては一定の行為制限があることから、検討段階の早期に該当の有無を確認すること。</li> <li>・土砂災害計画区域、土砂災害特別警戒区域の上流域等において事業区域を予定する場合は、土砂災害が助長・誘発されることがないように適切な措置を講じること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県山地災害危険地区位置情報</li> <li>・県担当課が示す情報を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地災害危険区域において事業区域を予定する場合には、現地状況を十分に勘案の上、施設の位置や規模を検討し、災害が助長・誘発されることがないように適切な措置を講じること。</li> </ul>

## 6 県基準（案）

### （3）促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項（3/6）

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
＜区分2＞ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持			
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の災害履歴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省土地保全図（災害履歴図）</li> <li>県担当課が示す情報を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないよう適切な措置を講じること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川区域</li> <li>海岸区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者</li> <li>海岸管理者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川や海岸の保全上の支障の有無について調査を行うとともに、管理者と事前に十分な協議・調整を行い、適切な措置を講じること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地造成等工事規制区域</li> <li>特定盛土等規制区域（宅地造成及び盛土等規制法）</li> <li>※当該区域が指定されるまでは、旧法に基づく宅地造成工事規制区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県担当課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域が規制区域に該当し、事業実施に伴い盛土、切土を伴う場合には、法令等で定められる基準を確実に遵守し、災害を防止するために必要な措置を講じること。</li> </ul>
反射光による影響（太陽光発電施設のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の分布状況</li> <li>住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設や住宅に反射光が差し込まないように、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルの採用、アレイの配置や向き調整、植栽等を施すなど、影響が回避又は軽減されるよう適切な措置を講じること。</li> </ul>
風車の影による影響（風力発電施設のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の分布状況</li> <li>住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設や住宅に風車の影が長時間重ならないよう風車の配置を検討すること。</li> </ul>

## 6 県基準（案）

### （3）促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項（4/6）

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
<p>&lt;区分3&gt; 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全</p>			
<p>動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域）の該当の有無</li> <li>・風力発電に係るセンシティブティマップ</li> <li>・重要野鳥生息地（IBA）</li> <li>・生物多様性重要地域（KBA、KBA保護区域）</li> <li>・昆虫類の多様性保護のための重要地域</li> <li>・シギ・チドリ類モニタリングサイト1000</li> <li>・中大型哺乳類分布状況</li> <li>・要注意鳥獣生息分布情報</li> <li>・コウモリ洞分布</li> <li>・コウモリ生息情報</li> <li>・コウモリ分布</li> <li>・イヌワシ・クマタカ生息分布</li> <li>・渡りをするタカ類集結地</li> <li>・ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・青森県鳥獣保護区等位置図</li> <li>・環境省レッドデータブック、レッドリスト</li> <li>・青森県版レッドデータブック</li> <li>・自然環境保全基礎調査結果（環境省）</li> <li>・県担当課が示す情報を確認</li> <li>・専門家からの聞き取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。</li> <li>・文献や専門家意見を参考に、希少な動物種や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないこと。</li> </ul>
<p>植物の重要な種及び重要な群落への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設（学校、病院等）の分布状況</li> <li>・住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・自然環境保全基礎調査結果（環境省）</li> <li>・環境省レッドデータブック、レッドリスト</li> <li>・青森県版レッドデータブック</li> <li>・県担当課が示す情報を確認</li> <li>・専門家からの聞き取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。</li> <li>・文献や専門家意見を参考に、希少な動物種や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないこと。</li> </ul>

## 6 県基準（案）

### （3）促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項（5/6）

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
<b>&lt;区分3&gt; 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全</b>			
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園・国定公園・県立自然公園の普通地域</li> <li>・県開発規制地域、県緑地保全地域</li> <li>・重要湿地、重要里地里山</li> <li>・自然共生サイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・環境省ホームページ（重要湿地、重要里地里山、自然共生サイト）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系への影響を避けるため、必要な措置を講じること。</li> <li>・可能な限り環境への影響の回避・低減を図ること。</li> </ul>
<b>&lt;区分4&gt; 人と自然との豊かな触れ合いの確保</b>			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園・国定公園・県立自然公園の普通地域</li> <li>・景観形成重点地区</li> <li>・景観行政団体が指定する眺望点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・市町村、県担当課が示す情報を確認</li> <li>・地域の観光マップ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に影響を及ぼさないよう、十分配慮した区域設定とすること。</li> </ul>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園・国定公園・県立自然公園の利用施設計画</li> <li>・長距離自然歩道</li> <li>・ジオパーク</li> <li>・キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場</li> <li>・海水浴場・潮干狩り場</li> <li>・マリンスポーツ・レジャー</li> <li>・藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動組織</li> <li>・水産資源に関する情報を有する組織・機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、県担当課が示す情報を確認</li> <li>・環境省HP（長距離自然歩道）</li> <li>・日本ジオパークネットワークHP</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。また、人と自然との触れ合いの活動の場の利用に影響が想定される場合には、影響の大きい時期を避けて事業実施を行うよう配慮すること。</li> </ul>

## 6 県基準（案）

### （3）促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項（6/6）

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
＜区分5＞ その他県が必要と判断するもの			
その他県が必要と判断するもの	・ふるさとの森と川と海保全地域	・青森県HP（ふるさとの森と川と海保全条例）	・自然環境が優れた状態を維持している森林、河川、海岸のうち、地域文化の状況などから特に重要な区域を保全地域として指定したものであり、指定の趣旨に十分配慮すること。
	・農地	・市町村農業委員会に確認 ・市町村・県担当課に確認	・農業委員会の意見を聴いた上で、農地転用許可担当課と十分調整すること。
	・防衛施設（風力発電設備のみ）	・防衛省に確認 ・防衛省HP（風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様へのお願い）	・電波を発する装備品の運用や航空機の運航、各種訓練など自衛隊及び在日米軍の活動に大きな影響を及ぼす可能性があるため、検討の早期の段階から防衛省に相談・確認すること。
	・文化財（天然記念物、登録記念物、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化財（建造物）、県重宝（建造物）、指定相当の埋蔵文化財）	・青森県HP（文化財一覧） ・文化庁HP（文化庁指定相当の埋蔵文化財リスト掲載遺跡一覧） ・県担当課に確認	・事業計画地周辺に文化財の指定地が存在する場合は、文化財の保存・活用に支障が生じることのないよう対策を講じること。

## 7 全国の基準策定状況（28府県で策定済み）（1/2）

自治体名	岩手県	宮城県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
策定時期	R5.3	R5.3	R6.4	R5.3	R5.3	R6.3	R5.12
種別	太陽光 風力	太陽光 風力 水力 地熱 バイオマス その他熱	太陽光 風力 水力	太陽光 風力	太陽光 風力 バイオマス	太陽光 風力 地熱 バイオマス	太陽光
備考 ・ 主な特徴		除外区域のみ 設定	全種別共通の 区域・事項		除外区域に航 空制限区域を 含む	風力、地熱、 バイオマスは 保安林を配慮 区域とする	

自治体名	埼玉県	千葉県	神奈川県	富山県	長野県	愛知県	三重県
策定時期	R5.3	R6.3	R6.3	R5.3	R4.5	R5.3	R5.3
種別	太陽光	太陽光 風力	太陽光	太陽光 風力 中小水力 バイオマス	太陽光	太陽光 風力	太陽光
備考 ・ 主な特徴	除外区域に不 法投棄等によ り廃棄物が残 置箇所を含む	風力の除外区 域に優良農地 を含む		保安林を配慮 区域とする			除外区域景観 条例による景 観区域を含む

## 7 全国の基準策定状況（28府県で策定済み）（2/2）

自治体名	滋賀県	京都府	大阪府	岡山県	広島県	山口県	徳島県
策定時期	R6.3	R5.3	R5.7	R6.3	R5.3	R5.3	R4.7
種別	太陽光	太陽光 風力	太陽光	太陽光 風力 水力 バイオマス	太陽光 水力 バイオマス	太陽光	太陽光
備考 ・ 主な特徴	除外区域に条例によるヨシ群落保全地域、希少野生動植物種の生息・生育地保護区を含む	除外区域に生産緑地地区を含む		除外区域に景観重要建造物、景観重要樹木、重要文化財を含む		除外区域に特別緑地保全地区、歴史的風致維持向上計画で定める重点区域を含む	環境配慮事項に遍路道を含む データマップ添付

自治体名	愛媛県	高知県	福岡県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
策定時期	R6.1	R5.2	R5.3	R5.3	R5.9	R6.3	R5.3
種別	太陽光 風力 水力 バイオマス	太陽光 風力 水力 バイオマス	太陽光 風力 バイオマス	太陽光 風力	太陽光 風力	太陽光 風力 バイオマス	太陽光 風力
備考 ・ 主な特徴	除外区域は全種別共通 除外区域に重要湿地・重要里地里山・自然共生サイトを含む	風力・水力・バイオマスの除外区域に電波障害防止区域を含む	全種別共通の区域・事項		風力の除外区域に航空・防衛施設を含む		除外区域に世界自然遺産・文化遺産、ユネスコエコパーク（核心地域・緩衝地域）を含む

## 8 基準の見直し・今後の方向性

### 基準の見直し

青森県地球温暖化対策推進計画に掲げる目標及び関連する施策の実施状況、本県の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行う。

### 今後の方向性

本基準の適切な運用のため、県では地域と共生した再エネ事業の導入を促進する市町村を支援していく。

(令和7年度当初予算において経費要求中)

- 地域脱炭素化促進事業制度の前提となる地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に向けた伴走支援
- 複数自治体による実行計画の共同策定のサポート
- 促進区域設定や事業計画認定のための協議会等の立ち上げのサポート
- 事業計画地が複数自治体にまたがる場合の協議会等の設置・運営

### 今後のスケジュール

12月中旬～1月中旬	パブリック・コメント 市町村意見照会
12月下旬	環境審議会 諮問・答申
3月下旬	あおり地球温暖化対策庁内推進本部開催、県基準策定

青森県環境エネルギー部環境政策課

地球温暖化対策グループ

TEL : 017-734-9243

E-mail : [kankyo@pref.aomori.lg.jp](mailto:kankyo@pref.aomori.lg.jp)

